令和6年4月1日現在

ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修を目的とする資金および住宅 関連設備等の設置を目的とする資金。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、白アリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電設備、蓄電設備、エネファーム等省エネ・エコ関連設備。 ○住宅借換資金 ご本人またはご家族が常時居住するための住宅の他金融機関・信販会社等からお借入中の住宅ロー ン (お借入後 3 年以上経過していること) およびリフォームローンのお借換を目的とする資金。 土地のみの借入金の借換は対象外となります。 お使いみち ○住宅購入・建築資金 ご本人またはご家族が常時居住するための住宅にかかる次のいずれかを目的とする資金。 ①住宅の新築 ②新築・中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションの購入を含む。)。 ③現在居住中の住宅の隣接地および底地購入 ○空き家解体資金 空き家解体を目的とする資金。 対象となる空き家は、ご本人または家族が所有する建物であり、事業専用で使用していた建物でな いこと。 ○共通 いずれの資金においても、付随して発生する諸費用(事務手数料・保証料、長期火災共済(保険) 掛金・保険料、仲介手数料、登記費用、印紙代、不動産取得税、消費税等)もあわせてお借入れい ただけます。 ○当 J Aの組合員の方。 (農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等は J A 融資窓口までご相談ください。) ご利用いただけ ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 る方 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ○10 万円以上 2,000 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ご融資金額 (資金使途が空き家解体資金の場合は、500万円以内) ○6か月以上20年以内とし、1か月単位とします。 ご融資期間 (資金使途が空き家解体資金の場合は、10年以内) ご返済方法 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定

	月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合
	を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後の ご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了して も未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。
担保	○不要です。
保証	○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則 として保証人は不要です。
保証料	 ○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます (0.40%、0.60%、0.80%のいずれか。)。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料 (0.80%) (例)】 お借入期間 1年 3年 5年 10年 保証料 (円) 4,064 11,375 18,319 34,177 ②分割払いお客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年0.40%~0.80%上乗せされた利率が適用されます。
団体信用生命共済	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率にJA所定の利率が加算される場合がございますので、詳しくはJA融資窓口までお問い合わせください。※共済掛金はJAが負担します。
手数料	 ・融資事務手数料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
最低出資金額	○組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資(最低出資金額10,000円)が必要になります。
苦情処理措置およ び 紛争解決措置の内	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JA支所またはJA本所金融部(電話:0737-53-2316)に設置のJAバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
容	○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決 センターまたは民間総合調停センター(大阪府)を利用できます。 JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、JAのJAバンク相談・苦情 等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がご ざいますので、予めご了承ください。

	○現在のご融資利率やご返済額の試算は、JA融資窓口までお問合せください。
お問い合わせ窓口	J A ありだ ローンセンター
	電話番号:0737-53-2121

JAありだ